

●香川県選挙管理委員会告示第83号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票を行うことができる施設として、地域密着型特別養護老人ホームにお荘を指定したので、平成19年香川県選挙管理委員会告示第13号（不在者投票を行うことができる施設として指定した施設）の一部を次のように改正する。

平成29年12月22日

香川県選挙管理委員会委員長 白 井 敏 雅

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
1・2 略			1・2 略		
3 老人ホーム			3 老人ホーム		
名 称	所 在 地	指定年月日	名 称	所 在 地	指定年月日
略			略		
社会福祉法人和光福祉会養護老人ホームアドニスガーデン	略		社会福祉法人和光福祉会養護老人ホームアドニスガーデン	略	
<u>地域密着型特別養護老人ホームにお荘</u>	<u>三豊市仁尾町仁尾辛42-19</u>	<u>平成29年12月14日</u>			
小豆島老人ホーム	略		小豆島老人ホーム	略	
略			略		
4・5 略			4・5 略		